

◎九州旅客鉄道株式会社公告第10号

旅客連絡運輸規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第15号）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日乗車となるものから施行します。

平成 29年1月25日

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

本文中、次のように改める。

第14条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合
- 道南いさりび鉄道株式会社線
 - I G Rいわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道株式会社線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）
 - えちごトキめき鉄道株式会社線
 - 伊豆急行株式会社線
 - 富士急行株式会社線
 - 伊豆箱根鉄道株式会社線
 - 伊勢鉄道株式会社線
 - I Rいしかわ鉄道株式会社線
 - WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線
 - 土佐くろしお鉄道株式会社線

第72条の2を次のように改める。

（旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士急行株式会社線、WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金）

第72条の2 第37条から第39条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士急行株式会社線各駅、WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 大人座席指定料金

旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金100円（富士急行株式会社線区間にあつては座席指定料金200円）を併算した額

(2) 小児座席指定料金

旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額（富士急行株式会社線区間及び井原鉄道株式会社線区間にあつては、大人座席指定料金と同額）とを併算した額

第75条第1項第1号イの(ロ)中流鉄株式会社線、江ノ島電鉄株式会社線及び福島交通株式会社線を削る。

附則

第75条中福島交通株式会社に係る改正は平成29年3月4日から施行する。